

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 26 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
令和 8 年度デジタル技術普及事業調査業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び令和 8 年度デジタル技術普及事業調査業務実施要領（以下「実施要領」という。）のとおりに
- (3) 履行期間
契約日又は契約日の翌日 から 令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (4) 履行場所
府内一円（7 箇所）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、実施要領及び積算参考資料の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府農林水産部農村振興課（京都府庁第 2 号館 4 階）
電話番号 (075) 414-5022
F A X (075) 414-5039
- (2) 入札説明書、実施要領及び積算参考資料の交付期間
 - ア 交付期間
令和 8 年 8 月 26 日（水）から令和 8 年 9 月 2 日（水）までの間
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に京都府農村振興課ホームページからダウンロードすること。
<http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/101/shinchaku.html>
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（ただし、日曜日、土曜日及び祝祭日を除き、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）に（1）の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載しないこと。
- (2) 次の要件をすべて満たす者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 過去2年間に国又は地方公共団体から委託されたデジタル技術を活用した有害鳥獣対策に関する調査業務を適正に履行した実績を2件以上有する者であること。
 - イ 国又は地方公共団体が実施するデジタル技術を活用した有害鳥獣対策に関する調査業務を2年以上実施している調査員が2名以上在籍していること。
 - ウ 次年度に結果を活用するため、分析・現地技術指導を3月末日までに実施・完了できる体制を構築することを確約できる者であること。
 - エ 府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和8年8月26日(水)から令和8年8月30日(日)までの間

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。ただし、日曜日、土曜日及び祝祭日を除く。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 4の(2)のアに関する、実績を確認できる書類（委託契約書、仕様書等の写し）

イ 4の(2)のイに関する、調査員の実績を記した書類（業務名、年度、発注者、調査員の個人名等）

ウ 4の(2)のウに関する、現地調査実施体制が確認できる書類（確約書等）

エ 府税納税証明書

オ 消費税及び地方消費税納税証明書

カ 資格審査の手続きに係る権限を委任する場合は、委任状

(3) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(4) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和8年度デジタル技術普及事業調査業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日（水）までとする。

9 変更届

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、一般競争入札参加資格認定名簿に記載の事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者を除き、4に掲げる条件を全て満たす者であるこ

と。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 開札の日

令和8年9月3日(木)

(2) 持参又は郵送による場合の入札書の提出期限、提出先等

(ア) 提出期限

令和8年9月2日(水) 必着

(イ) 場所

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(3) 入札の方法

(2)の(ア)の提出期限までに、持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、千円止めとすること。千円未満まで記載した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(5) 入札の無効

次のアからクまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に該当する者及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札書の提出期限までに到着しない入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札者又は金額を訂正した入札書での入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札の失格

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

事前公表した予定価格を超える価格で入札した者

(7) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

4の(2)の(ア)により、規則第147条第2項第2号に該当するため免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

4の(2)のアにより、規則第159条第2項第3号に該当するため免除する。

15 支払条件

(1) 前払金

契約金額の30%以内

(2) 部分払

なし

16 その他

(1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。